○農産物検査に関する事務処理要領の一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 農産物検査に関する事務処理要領Ⅰ～Ⅳ　（略）附　則この要領は、令和４年６月３日から施行し、令和４年３月31日から適用する。別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル（略）地域登録検査機関の登録申請手続（略） | 農産物検査に関する事務処理要領Ⅰ～Ⅳ　（略）附　則、　　（追加）別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル（略）地域登録検査機関の登録申請手続（略） |
| 様式例第1号　農産物検査業務規程

|  |  |
| --- | --- |
| 農産物検査業務規程記載事項（例） | 作成のポイント |
| 農産物検査業務規程（登録検査機関名） |  |
| 第１章　総　則 |  |
| 第１条～第８条　（略）（農産物検査の請求の受付場所）第９条　農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 所　在　地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　　　なお、上記にかかわらず、全省庁統一の電子申請システム（以下、「共通申請サービス」という。）を通じて請求を受けることができる第10条　（略）　第４章　農産物検査の業務の実施（農産物検査を行う者）第11条　農産物検査は、第27条第１項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。２　農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。一　検査試料の採取業務二　量目に係る検査における計量業務三　農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第３項の等級又は品位の測定結果の表示業務（農産物検査の請求の受理） 第12条 　本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。２～４ （略） （農産物検査の受付の条件） 第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあっては、○○キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。 一～三 （略） ２ 　（略） 第14条・15条 （略） （検査試料の採取）第16条　検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

|  |
| --- |
| 〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕 （略） |

第17条・第18条　　（略）（農産物検査の結果の通知）第19条　農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。第20条～第37条　（略）（農産物検査の結果の報告）第38条（略）第39条　（略）別記様式　（略） | （略）（農産物検査の請求の受付場所）１　農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。２　農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に　資するものであること。３　成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する。（略）（農産物検査を行う者）１　農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。２　補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。（農産物検査の請求の受理） １～４ （略）（品位等検査の受付の条件） １・２ （略）（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件） １～６ （略）  　（略）（検査試料の採取）１～３ （略） ① 　二項分布等で算出された着色粒等の混入確率と穀粒判別器の着色粒等の測定値を比較し、均一であること。② 　穀粒判別器の測定値に特定の傾向がないこと。  なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒等が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。 ③～⑧ （略） （略）（農産物検査の結果の通知）　検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。　なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。(1)　～　(4)　　（略）（略）（農産物検査の結果の報告） 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。なお、同報告は共通申請サービスにより検査の報告ができるものとする。（略） |

様式例第２号　（略）別紙２　第１～第７　(略)　様式第１号～第７－３号　(略)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(略)別紙３　（略）別紙４　農産物検査の検査結果等報告マニュアル第１　検査結果報告書の作成地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第３項及び規則第20条の規定に基づき、農林水産大臣の定める期日（平成13年３月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、検査結果報告書（様式第１号から第８号）を作成する。なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。第２～第４　(略)別表様式第１号　(略)様式第１号－２様式第２号～様式第１５号　(略)別紙５　農産物検査の届出に関する必要書類の様式集　(略) | 様式例第1号　農産物検査業務規程

|  |  |
| --- | --- |
| 農産物検査業務規程記載事項（例） | 作成のポイント |
| 農産物検査業務規程（登録検査機関名） |  |
| 第１章　総　則 |  |
| 第１条～第８条　（略）（農産物検査の請求の受付場所）第９条　農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 所　在　地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　（追加）第10条　（略）第４章　農産物検査の業務の実施（農産物検査を行う者）第11条　農産物検査は、第27条第１項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。２　農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。一　検査試料の採取業務二　量目に係る検査における計量業務三　農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第３項の検査証明の押印業務（農産物検査の請求の受理） 第12条 　本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。２～４ （略） （農産物検査の受付の条件） 第13条 　本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあっては、○○キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。 一～三 （略） ２ （略）第14条・15条 （略） （検査試料の採取）第16条　検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

|  |
| --- |
| 〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕 （略） |

第17条・第18条　　（略）（農産物検査の結果の通知）第19条　農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。第20条～第37条　（略）（農産物検査の結果の報告）第38条（略）第39条　（略）別記様式　（略） | （総　則）（略）（農産物検査の請求の受付場所）１　農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。２　農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。３　成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する。（略）（農産物検査を行う者）１　農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。２　補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。（農産物検査の請求の受理） １～４ （略）（品位等検査の受付の条件） １・２ （略）（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件） １～６ （略） （略）（検査試料の採取）１～３ （略） ① 　農林水産省ホームページに掲載されている「均一性チェックシート」等を用い、二項分布で算出された着色粒の混入確率と穀粒判別器の着色粒の測定値を比較し、均一であること。  ②　 二項分布内で特定の傾向がないこと。なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。  ③～⑧ （略） （略）（農産物検査の結果の通知）　農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式及び農産物検査員の認印の使用等定めること。（追加）　なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。(1)　～　(4)　　（略）（略）（農産物検査の結果の報告） 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。 （追加）（略） |

様式例第２号　（略）別紙２　第１～第７　(略)様式第１号～第７－３号　(略)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(略)別紙３　（略）別紙４　農産物検査の検査結果等報告マニュアル第１　検査結果報告書の作成地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第３項及び規則第20条の規定に基づき、農林水産大臣の定める期日（平成13年３月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。）に従い、検査結果報告書（様式第１号から第８号）を作成する。なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。第２～第４　(略)別表様式第１号　(略)（追加）様式第２号～様式第１５号　(略)別紙５　農産物検査の届出に関する必要書類の様式集　(略) |